

原則、オンライン申請のため、申請書は同封していません。  
申請書配布場所はこのページ下部に記載しています。

毎年度申請が必要です

## 2026年度 就学援助費・奨励費制度のお知らせ

町田市では、経済的にお困りのご家庭の保護者(原則、親権を行う者)を対象に小・中学校の授業や行事に必要な費用(教材費・移動教室費・修学旅行費等)を就学援助費または就学奨励費として支給しています。

**町田市立(通常学級)** 前年の所得による審査があります。

**町田市立(特別支援学級)** 申請された方は、原則全員認定になります。ただし、前年の所得により支給する費目は異なります。

**町田市立以外(私立等)** 前年の所得による審査があります。支給する費目と内容が町田市立(在籍者(4ページ表))と異なります。

◆**申請期限** ※期限以降も2027年2月末まで申請ができます。

以下の期限までに受付した申請は、認定の場合4月分の費用から支給いたします。

**オンライン申請** 2026年4月1日(水) から 4月30日(木)23:59 まで

**申請書(紙)による申請** 2026年4月1日(水) から 4月30日(木) まで ※当日消印有効

**上記期限以降の申請** 2027年2月末まで ※認定の場合、申請月の翌月分の費用から支給

◆**オンライン申請方法** ※原則、オンライン申請をご利用ください。

右の二次元コードを読み取り、まちだ子育てサイトに掲載しているリンクからご申請ください。  
PC等をお使いの場合は、検索エンジンで「町田市 就学援助費・奨励費オンライン申請のご案内」と検索すると、まちだ子育てサイトのページにアクセスすることができます。



◆**申請書(紙)の配布場所・提出先** ※オンライン申請のご利用が難しい場合

- ①町田市教育委員会 学務課 就学援助担当(〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号)  
・郵送で提出する場合、料金不足で到着した申請書等はお受けできませんので、ご注意ください。
- ②町田市立の各小・中学校(学校から指定された提出先または事務室職員へ)  
・紛失・提出忘れ防止のため、可能な限り、保護者の方が直接学校にご提出ください。

### ◆申請の内容に変更が生じた場合◆

就学援助費・奨励費制度において認定を受けたあと、申請内容に変更が生じた場合(児童生徒と生計を共にする家族が変更になった、住宅形態が変わった、児童生徒が児童福祉施設等に入所した、所得更正があった等)は速やかに学務課への届け出をしてください。(様式は学務課にございます。)

届出が遅れたこと等により過払いとなった援助費・奨励費は返還していただくこととなりますのでご注意ください。届出が必要かどうか迷う場合は学務課までご連絡ください。

## ◆就学援助制度の対象となる方・認定区分

町田市立小・中学校の通常学級または町田市立以外の学校に在籍する方のうち、下記の方が対象です。

認定区分	対象
要保護	生活保護を受けている方（就学援助費認定期間内に停止・廃止を受けた場合を含む）
準要保護	生計を共にしている家族全員の所得の合計額が、「準要保護基準額」未満の方（下記表参照）

生計を共にしている家族の人数	2025年中の合計所得の世帯合計上限額（目安）	
	賃貸 （賃貸借契約書を交わしている）	持家 （住宅ローンを支払中も含む）
2人	253万円（～273万円）	169万円（～189万円）
3人	290万円（～344万円）	206万円（～260万円）
4人	314万円（～400万円）	230万円（～316万円）
5人	334万円（～448万円）	250万円（～364万円）
6人	361万円（～507万円）	277万円（～423万円）

- ・上限額は家族の人数・年齢によって変わります。（）内の金額の場合も家族の年齢によって不認定になる場合があります。  
例）2人世帯・賃貸・250万円の場合⇒認定になります。  
2人世帯・賃貸・260万円の場合⇒家族の年齢によって認定になる場合と不認定になる場合があります。
- ・電話等で個別に上限額確認はできませんので、迷われる際は申請をおすすめします。
- ・会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比べてください。

## ◆就学奨励制度の対象となる方・認定区分

町田市立小・中学校の特別支援学級に在籍する方全員が対象です。

認定区分	対象
I 段階	生活保護を受けている方 または 前年の世帯の所得が生活保護基準の1.1倍未満
II 段階	前年の世帯の所得が生活保護基準の2.5倍未満
III 段階	前年の世帯の所得が生活保護基準の2.5倍以上

- ・生活保護基準は家族の人数・年齢によって変わります。  
認定基準等について電話等での個別確認はできません。
- ・会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を計算に使用します。

## ◆審査結果のお知らせ時期

審査結果(認定／不認定)の通知をはがきにてお送りします。

2026年4月末までの申請	⇒	2026年7月初旬発送
2026年5月から6月末までの申請	⇒	2026年7月末発送
2026年7月から2027年2月末までの申請	⇒	申請月の翌月末発送

※例年、確定申告または住民税申告をされておらず、所得の審査が遅れる方が多くいらっしゃいます。収入の有無にかかわらず、申請までに必ず申告をお済ませください。被扶養者の方も申告が必要な場合があります。

※審査に必要な調査に回答していない等の理由で審査保留の方には別途通知を送付します。

※上記時期までに学務課就学援助担当から保護者の方へ何らかの通知が届かない場合は、申請ができていない恐れがあります。年度途中での申請も可能ですが、認定の場合、申請月の翌月分の費用から支給いたします。

## ◆ご案内

- ・町田市外に住んでいて、お子様が町田市立小・中学校に通われている方は、住民登録がある市区町村の教育委員会に申請が必要になる場合があります。詳細は該当する教育委員会にお問い合わせください。
- ・お子様が特別支援学校に通われている方は、東京都の制度が該当するため、町田市の就学援助費及び奨励費の支給対象外です。東京都の制度の詳細については、通われている特別支援学校にお問い合わせください。
- ・通常の学級に在籍し「特別支援学校に入学可能な障がいの程度」に当てはまる場合、就学奨励費の対象となることがあります。このことで申請をお考えの場合は4ページ下部に記載の問合せ先までご連絡ください。

## ◆申請に必要な書類(申請書以外)

### ●家賃の支払いをしていることが分かる書類(以下「家賃負担証明書類」)

提出対象者	申請時に住宅形態「賃貸」を選択された方
家賃負担証明書類について	<p>原則、賃貸借契約書の写しを申請時にご提出ください。契約者等を確認します。ただし、下記書類の提出で代替することができます。「家賃を負担している方(契約者等)」が記載されている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的住宅の事業主体(東京都住宅供給公社、UR等)が発行する書類の写し</li> <li>・更新通知書、家賃が天引きされていることが分かる給与明細、家賃支払の領収証書など</li> </ul>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書類取得費用等が発生した場合でも、町田市からの費用負担や補助はございません。</li> <li>2. 提出された書類は原則返却できません。</li> <li>3. <u>生計を共にしている家族の中に「家賃を負担している方(契約者等)」を確認できないときは、「持家」として審査します。</u></li> <li>4. <u>児童生徒と同一生計でない住宅の契約者等に対して家賃を負担している場合など、家賃負担証明書類が用意できない場合は申請前に学務課にご連絡ください。</u>なお、まちだ子育てサイトに参考様式を掲載しています。</li> </ol>

### ●令和7年分の所得が分かる書類

提出対象者	生計を共にしている家族のうち2026年1月1日時点で町田市に住民登録がない方 ※2026年4月1日時点で18歳以下の方(2007年4月2日以降に生まれた方)で収入のない方は提出不要です。
所得が分かる書類について	<p>下記①②のどちらかをご提出ください。提出方法や期限等の詳細は学務課から後日送付される通知をご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和8年度(令和7年分)住民税課税(非課税)証明書(コピー可)</li> <li>② 個人番号を利用した情報連携に係る同意書(様式は学務課にございます。)</li> </ol>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書類取得費用等が発生した場合でも、町田市からの費用負担や補助はございません。</li> <li>2. 提出された書類は原則返却できません。</li> <li>3. <u>確定申告または住民税申告をされていない場合、所得の審査を行うことができません。</u>収入の有無にかかわらず、申請までに必ず申告をお済ませください。被扶養者の方も申告が必要な場合があります。</li> <li>4. ①の書類は市区町村により名称が異なります。合計所得金額・総所得金額の記載があるものをご用意ください。</li> </ol>

◆支給費目(町田市立小・中学校の方・予定) 入学に際して必要な費用は、各学校のホームページでご確認ください。

支給費目	認定区分					援助内容		手続	支給月 (末日頃支給)	
	通常学級		特別支援学級			※現物支給の費目は保護者口座への振込はありません。				
	要保護	準要保護	I 段階 要保護	I 段階 準要保護	II 段階	III 段階	小学校			中学校
学用品通学用品費	-	○	-	○	○	×	(1年)月額970円 (2~6年)月額1,160円	(1年)月額1,895円 (2・3年)月額2,085円	不要	7・9・1・3月 (各3ヶ月分ずつ支給)
入学準備金 ※1	-	○	-	○	○	×	57,060円	63,000円		※1
給食費	-	○	-	○	○	×	現物支給 ※3			
校外活動費(遠足など)	○	○	○	○	○	×	実費			9・1・3月(4月)
移動教室・修学旅行費	○	○	○	○	○	×	実費(年1回のみ)			実施後(3ヶ月後目安)
体育実技用具費	-	○	-	○	○	×		一部現物支給 ※3		9・1・3月(4月) (保護者支給の中学校のみ)
卒業アルバム費 (卒業学年のみ)	※2	○	※2	○	○	×	一部現物支給 ※3 (上限11,000円)	一部現物支給 ※3 (上限10,000円)		4月 (保護者支給の学校のみ)
オンライン学習通信費	-	○	-	○	○	×	(準要保護・I段階) 月額1,250円(1世帯当たり) (II段階) 月額1,170円(1世帯当たり)			9・1・3月
医療費	○	○	○	○	×	×	虫歯など10種の治療費・薬代 ※4			随時
通学費	○	○	○	○	○	○	実費(定期代) ※特別支援学級の場合、支給対象費用が異なる場合があります			必要
保護者付添通学費	支給 対象 外		○	○	○	○			随時	
脳波検査料			○	○	○	○	実費(年2回まで) ※医療保険適用後の自己負担(一部)が支給対象		随時	
宿泊訓練費			○	○	○	○	実費		実施後(3ヶ月後目安)	
交流学习交通費			○	○	○	○	実費		不要	9・1・3月(4月)
職場実習交通費			○	○	○	○		実費		

※1:【入学後の入学準備金について】

対象:入学前に入学準備金の支給を受けていない4月付準要保護および4月付I段階準要保護、4月付II段階の方 支給月:7月

【入学前の入学準備金について(小学6年生)】

対象:準要保護およびI段階準要保護の小学6年生 支給月:2月

※2:現物支給となりますので、保護者口座への振込は原則ありません。

※3:学校徴収金公会計化等により、一部の学校の費用については学務課から担当課へ直接支払う場合があります。

※4:学校保健安全法で定められた【虫歯・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病】に限ります。

- ・「-」の費目は生活保護費の支給に含まれていますので、就学援助費・奨励費から支給はありません。
- ・「実費」の費目について、一部支給対象外の費用があります。
- ・認定時期によっては上記スケジュールで支給されない場合があります。
- ・支給費目や援助内容に変更がある場合は、まちだ子育てサイト等で周知します。

※お子様が町田市立以外の小中学校に通われている方の支給費目(予定)は右の二次元コードを読み取ってご確認ください。



◆問合せ先

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号  
町田市教育委員会 学務課 就学援助担当(窓口1002)  
TEL:042-724-2176  
FAX:050-3161-7996  
(FAXでの申請はお受けしていません)  
平日8時30分から17時まで(年末年始を除く)



よくある質問等を掲載しています。